**久御山町地域子育てモデル事業補助金募集要項**

**１　趣旨**

　　　久御山町では、地域社会での子育て支援の促進を図るため、町内において子育て中の親又はその児童（中学生以下の子ども）を対象に活動を行う団体に対して、その活動に係る経費の一部を補助します。

**２　対象活動について**

子育て支援に関する活動

※　活動に際して、チラシ等による広報活動を行うこと。

※　自治会及び子ども会活動を除く。

　　＜活動例＞

地域での誕生日お祝い会、発達やおやこ遊びなど子育てに関する講習会の

開催、公園や施設を利用したおやこで楽しめるイベントの開催、こども料理教

室、絵本・紙芝居読み聞かせ会、おやこ遠足（味覚狩り等）　など

**３　対象団体について**

　　　（1）　住民主体の地域組織であり、３名以上で構成されていること。

（2）　代表者、組織及び運営等に関する規約を定めていること。

（3）　宗教活動、政治活動及び営利活動を目的としていないこと。

（4）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律

第77号。以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な

関係を有する団体（者）でないこと。

**４　補助額について**

　　　１団体につき１年度に上限15万円（先着６団体まで）

・　同団体への補助は、年度内に１回が限度です。

・　町から他の補助金等を受けている場合は、経費が明確に区別できる必要

があります。

**５　補助対象活動の期間について**

補助金の交付決定を受けてから着手し、令和８年３月末までに完了させる必要

があります。また、活動終了日の翌日から起算して20日以内に、活動終了報告書

等の提出が必要です。

**６　補助対象経費について**

　　　報償費（外部の講師に限る。）、旅費（外部の講師に限る。）、需用費、役務費、

使用料及び賃借料、備品購入費、そのほか町長が必要と認める経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費の具体例について | | |
| １ | 報償費 | 外部講師への謝礼（※同講師に対しては１年度に３万円まで） |
| ２ | 旅費 | 外部講師に支払う交通費 |
| ３ | 需用費 | 対象の活動を実施するために必要な消耗品費、印刷製本費、図書購入費、工作教材購入費（工作用の材料費も含む。）、参加者への景品・記念品（参加者１人あたり1,000円まで）、  食糧費  ・食材などの材料に限る。  ・有料にて提供するものについては含まれません（売上金  を寄付する場合は、この限りではない）。  ・活動後、児童や保護者が持ち帰る分や、親睦・懇親を目  的とした飲食費についても含まれません。 |
| ４ | 役務費 | 対象の活動を実施するために必要な郵送費、広告料、資材運搬費、銀行振込手数料、ボランティア保険料　など |
| ５ | 使用料及び賃借料 | 対象の活動を実施するために必要なバス借り上げ料及びバスの駐車料金、会議室利用料、施設入場料（参加者１人あたり1,500円まで） |
| ６ | 備品購入費 | 対象の活動を実施するために必要な遊具、机、椅子、テント、たこ焼き器　など |
| ７ | 対象とならない経費 | 参加者の交通費、ガソリン代、お土産代、自動車やバイクなどの車両購入費、光熱水費、通信費、団体の構成員に対する人件費　など |

※　単価が１万円以上のものについては、原則として見積書の提出を求めますが、商

品概要やパンフレット等でも代用可能とします。

**７　申請について**

　　　交付申請書に関係書類を添えて、久御山町子育て支援課の窓口まで提出してください。また、交付決定後、金額を変更する場合は、変更交付申請書に関係書類を添えて、同窓口まで提出してください。

　　　＜申請開始日＞

　　　　　令和７年４月１日（火）

　 　＜提出方法＞

　　　　　窓口に直接持参（役場１階 子育て支援課）

　　　　　※　平日午前８時30分から午後５時15分まで

　　　　　※　申請受付から交付決定まで２週間～４週間程度かかりますので、ご了承

ください。

【問い合わせ】　久御山町民生部子育て支援課子育て支援係

　　　　　　　　　　電　話 ： 075-631-9904／0774-45-3905

　　　　　　　　　　メール ： kosodate@town.kumiyama.lg.jp